

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1-315
許認可等の種類	土地占用の許可				
根拠法令条例等・条項	河川法第24条				
許認可等の概要	河川区域内の土地の占用の許可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 別添のとおり				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日(建設事務所長に委任されているものは30日)				
期間の制定根拠	平成6年9月29日6河第306号				

(別添)

- ・河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日国河政第36号)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/houteijutakujimu.pdf>
- ・「河川法の施行について(昭和40年3月29日付け建設省発河発第58号)」9の(1)及び(2)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenshoukou-40-3-29.pdf>
- ・「河川法の施行について(昭和40年6月29日付け建設省河発第245号)」3の(2)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenshoukou-40-6-29.pdf>
- ・「農業用水の転用に関する取扱いについて(昭和47年12月7日付け建設省河政発第105号)」記I、IV及びVI
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/nougyouyousuitenyou-47-12-7.pdf>
- ・「工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和54年12月27日付け建設省河政発第74号)」記第一、記第二の第一文
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kougyouyousuitenyou-54-12-27.pdf>
- ・「多点豊水取水による水利使用の取扱いについて(昭和59年6月6日付け建設省河調発第2号)」第1段落及び第2段落
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/tatenhousuisyusui-59-6-6.pdf>
- ・「かんがいを目的とする水利使用における河川区域外の工作物の設計の変更等の取扱いについて(昭和59年9月25日付け建設省河調発第4号)」記三
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kangaisuirisiiyou-59-9-25.pdf>
- ・「河川法の一部を改正する法律等の運用及び解釈について(平成3年11月1日付け建設省河政発第72号)」記5の(1)の第1文
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenshoukaisei-3-11-1.pdf>
- ・「消流雪用水の取扱いについて(平成4年8月31日付け建設省河調発第9号)」記一の(3)の第1文
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/syoryuusetu-4-8-31.pdf>
- ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号)」一から四まで(河川法の規定による処分について適用する場合に限る)、五の1(柱書の第2段落及び第3段落を除く)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sinsakijunsakutei-6-9-30-52.pdf>
- ・「河川法の一部を改正する法律等の運用について(平成10年1月23日付け建設省河政発第5号)」記四の1並びに2の2、3の第1文及び4(「この場合、速やかに、当該水利使用者に対し水利使用の特例を取り消した旨を通知すること。」の部分を除く。)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenshoukaiseiunyou-10-1-23.pdf>
- ・「計画的な不法係留船対策の促進について(平成10年2月12日付け建設省河政発第16号)」記四第2段落
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/fuhoukeiryuusen-10-2-12.pdf>
- ・「河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日付建設省河政発第67号)」・記2・記3の(1)から(4)まで及び(6)から(8)まで・河川敷地占用許可準則について、以下のとおり○第一から第四まで○第五の1及び4○第六から第一五まで○第一六(2中「あらかじめ当該市町村が河川管理者と協議し、」の部分を除く。)
○第一七○第一八○第一九の1及び2○第二〇○附則1
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasensikiti-11-8-5-67.pdf>
- ・「河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日付け建設省河政発第68号)」・記一から四まで・記五の(1)及び(3)・記六から一六まで・記一七の第1段落、第2段落の第2文及び第3段落・記一八・記一九・記二〇の(1)及び(2)・記二一の(1)の第1段落の第1文及び第2段落並びに(2)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasensikiti-11-8-5-68.pdf>